

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針）</p> <p>1 文書回答を行う対象となる事前照会の範囲</p> <p>文書回答の趣旨を踏まえ、次の要件の全てを満たす事前照会に対して、事前照会者の求める見解への回答を文書により行うこととする。</p> <p>ただし、国税に関する法令に定める承認申請等に係るもの、譲渡所得等の課税の特例に係る事前協議、国等に対する寄附金の事前確認、独立企業間価格の算定方法等の確認、同業者団体等からの照会に対する文書回答など、それぞれの趣旨・目的に基づいて別途事務運営指針等により手続が定められているものについては、当該事務運営指針等によることに留意する。</p> <p>(1) 事前照会者が行う取引等に係る国税に関する法令 <u>（法令の改正過程にあるものを除く。）</u> の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する事前照会であること</p> <p>(2)～(8) （省略）</p> <p>(9) 以上のほか、事前照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること</p> <p>イ 実地確認や取引等関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とするもの <u>（同族会社等の行為又は計算の否認等の認定を必要とするものを含む。）</u></p> <p>ロ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの <u>（当該法令等により決定されるべき事項が未解決であるものを含む。）</u></p> <p>ハ～ホ （省略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>ヘ</u> 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの</p>	<p>事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針）</p> <p>1 文書回答を行う対象となる事前照会の範囲</p> <p>文書回答の趣旨を踏まえ、次の要件の全てを満たす事前照会に対して、事前照会者の求める見解への回答を文書により行うこととする。</p> <p>ただし、国税に関する法令に定める承認申請等に係るもの、譲渡所得等の課税の特例に係る事前協議、国等に対する寄附金の事前確認、独立企業間価格の算定方法等の確認、同業者団体等からの照会に対する文書回答など、それぞれの趣旨・目的に基づいて別途事務運営指針等により手続が定められているものについては、当該事務運営指針等によることに留意する。</p> <p>(1) 事前照会者が行う取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する事前照会であること</p> <p>(2)～(8) （同左）</p> <p>(9) 以上のほか、事前照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること</p> <p>イ 実地確認や取引等関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とするもの</p> <p>ロ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの</p> <p>ハ～ホ （同左）</p> <p><u>ヘ</u> <u>同族会社等の行為又は計算の否認等に関わる取引等、通常の経済取引としては不合理と認められるもの</u></p> <p><u>ト</u> <u>税の軽減を主要な目的とするもの</u></p> <p><u>チ</u> 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの</p>

改正後	改正前
<p><u>ト</u> 事前照会者や事前照会に係る取引等関係者が、租税条約における明確な情報交換協定がない等、我が国の国税当局による情報収集や事実確認が困難な国や地域の居住者等（当該国、地域に住所又は居所を有する個人及び当該国、地域に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。）であるもの</p> <p><u>チ</u> 審査の途中において、照会の前提とする事実関係が合理的な理由なく変更されるものや審査後において、当該事実関係を合理的な理由なく変更し再度照会するもの</p> <p><u>リ</u> 上記イから<u>チ</u>までに掲げるもののほか、<u>回答内容が歪曲して宣伝されるおそれがあるなど、本手続による文書回答が適切でない</u>と認められるもの</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2～7（省略）</p>	<p><u>リ</u> 事前照会者や事前照会に係る取引等関係者が、租税条約における明確な情報交換協定がない等、我が国の国税当局による情報収集や事実確認が困難な国や地域の居住者等（当該国、地域に住所又は居所を有する個人及び当該国、地域に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。）であるもの</p> <p><u>ヌ</u> 審査の途中において、照会の前提とする事実関係が合理的な理由なく変更されるもの</p> <p><u>ル</u> 上記イから<u>ヌ</u>までに掲げるもののほか、本手続による文書回答が適切でない<u>と認められるもの</u></p> <p><u>(例示)</u></p> <p>① <u>回答内容が歪曲して宣伝される等、文書回答が、国税に関する法令の適用等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある場合</u></p> <p>② <u>事前照会の前提となる国税に関する法令以外の法令等により決定されるべき事項が未解決である場合</u></p> <p>③ <u>法令の改正過程にあるものであり、現状における文書回答が困難である場合</u></p> <p>2～7（同左）</p>

改 正 後

別紙1-4

チ ェ ッ ク シ ー ト

(取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会用)

このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項 目	チェック欄
1) 事前照会者が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ
2) 国税(関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。)に関する法令(法令の改正過程にあるものを除く。)の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ
3) 申告期限前(源泉徴収等の場合は納期限前)の照会である。	はい・いいえ
4) 実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る照会である。	はい・いいえ
5) 照会の前提とする事実関係について選択肢があるものではない。	はい・いいえ
6) 事前照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ
7) 照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ
8) 照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ
9) 照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、及び仮に取引等の関係者間で紛争が起こった場合には、事前照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ
10) 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に関係する照会ではない。	はい・いいえ
11) 取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ
12) 個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する照会ではない。	はい・いいえ
13) 事前照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ
14) 事前照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ
(削除)	(削除)
15) 一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ

(注) このチェックシートの全ての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答ができない場合もあります(詳細につきましては、税務署等の窓口でご相談ください。)

事前照会者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	

改 正 前

別紙1-4

チ ェ ッ ク シ ー ト

(取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会用)

このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項 目	チェック欄
1) 事前照会者が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ
2) 国税(関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。)に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ
3) 申告期限前(源泉徴収等の場合は納期限前)の照会である。	はい・いいえ
4) 実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る照会である。	はい・いいえ
5) 照会の前提とする事実関係について選択肢があるものではない。	はい・いいえ
6) 事前照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ
7) 照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ
8) 照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ
9) 照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、及び仮に取引等の関係者間で紛争が起こった場合には、事前照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ
10) 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に関係する照会ではない。	はい・いいえ
11) 取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ
12) 個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する照会ではない。	はい・いいえ
13) 事前照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ
14) 事前照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ
15) 事前照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ
16) 一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ

(注) このチェックシートの全ての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答ができない場合もあります(詳細につきましては、税務署等の窓口でご相談ください。)

事前照会者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	

改 正 後	改 正 前
<p>別紙 2</p> <p style="text-align: center;">[形式審査表の記載要領]</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 「13」欄……次のような性質を有するものでないこと。</p> <p>イ 実地確認や取引等関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とするもの <u>(同族会社等の行為又は計算の否認等の認定を必要とするものを含む。)</u></p> <p>ロ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの <u>(当該法令等により決定されるべき事項が未解決であるものを含む。)</u></p> <p>ハ・ニ (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ホ 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの</p> <p>ヘ 事前照会者や事前照会に係る取引等関係者が、租税条約における明確な情報交換協定がない等、我が国の国税当局による情報収集や事実確認が困難な国や地域の居住者等であるもの</p> <p>ト 審査の途中において、照会の前提とする事実関係が合理的な理由なく変更されるもの <u>や審査後において、当該事実関係を合理的な理由なく変更し再度照会するもの</u></p> <p>チ 上記のほか、<u>回答内容が歪曲して宣伝されるおそれがあるなど、本手続による回答が適切でない</u>と認められるもの</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>別紙 2</p> <p style="text-align: center;">[形式審査表の記載要領]</p> <p>1～3 (同左)</p> <p>4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>(7) 「13」欄……次のような性質を有するものでないこと。</p> <p>イ 実地確認や取引等関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とするもの</p> <p>ロ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの</p> <p>ハ・ニ (同左)</p> <p>ホ <u>同族会社等の行為又は計算の否認等に関わる取引等、通常の経済取引としては不合理と認められるもの。</u></p> <p>ヘ <u>税の軽減を主要な目的とするもの</u></p> <p>ト 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの</p> <p>チ 事前照会者や事前照会に係る取引等関係者が、租税条約における明確な情報交換協定がない等、我が国の国税当局による情報収集や事実確認が困難な国や地域の居住者等であるもの</p> <p>リ 審査の途中において、照会の前提とする事実関係が合理的な理由なく変更されるもの</p> <p>ヌ 上記のほか、本手続による回答が適切でない <u>と認められるもの</u></p> <p><u>(例示)</u></p> <p>① <u>文書回答が、税法の適用等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある場合</u></p> <p>② <u>他の法令等により決定されるべき前提となる事項が未解決である場合</u></p>

改 正 後	改 正 前
5・6（省略）	<p data-bbox="1243 178 2107 247">③ 法令の改正過程にある問題であり、現状における回答が困難である場合</p> <p data-bbox="1167 252 1368 284">5・6（同左）</p>